

学童保育数は13,797か所に

昨年比で972か所、5年間で4200か所増えています

全国学童保育連絡協議会

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-26-13

TEL 03(3813)0477 FAX 03(3813)0765

<http://www2s.biglobe.ne.jp/~Gakudou>

E-メール zghrk@xui.biglobe.ne.jp

表1 学童保育数と国の補助金と施策の推移

表2 2003年の都道府県別の学童保育数と設置率

「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」「学童保育の保育指針(案)」の概要

学童保育の課題1 急増しているいけれどまだまだ足りない

- 待機児や大規模化の解消も急務 -

学童保育の課題2 立ち後れている条件整備

- 安心して預けられるよう質的・内容面の向上を -

資料1 厚生労働省および文部科学省への要望内容

資料2 6月27日に政党・国会議員に要請したポイント

資料3 学童保育の運営主体と開設場所

資料4 全国学童保育連絡協議会の紹介

2003年5月1日現在、学童保育数は、全国2320市区町村に13797か所あることがわかりました。

昨年と比べて972か所増え、1998年の法制化がスタートしてからの5年間で4200か所増えています。また、この10年間で約2倍に急増しています。(表1、図1、表2を参照ください)

これは、学童保育を必要とする共働き家庭の一般化、一人親家庭の増加のなかで、仕事と子育ての両立のために欠かせない学童保育へのニーズの広がり、それを受けて国や地方自治体も学童保育の設置に動いているためです。

また、学童保育に入所している児童も急増しています。一施設当たりの入所児童数は、厚生労働省の調査では2001年5月の平均入所児童数は約38人でしたが、2002年5月は約42人となっています。

しかし、学童保育はまだまだ足りていません。(「学童保育の課題1」を参照ください)

表1 学童保育数と国の補助金と施策の推移

年度	学童保育数	学童保育数前年比	国庫補助総額(万円)	国庫補助補助単価(万円)	国庫補助対象箇所数	国の施策の動き
1966						文部省が留守家庭児童会補助事業を開始
1967	515					
1969	697					
1970	1,029					
1971						文部省が留守家庭児童会補助事業を廃止し校庭開放に統合
1976	1,932		1億1700	30	725	都市児童健全育成事業が誕生(児童館が整備されるまでの過渡的に学童保育に補助)
1977			1億0800	30	925	都市児童館事業開始(留守家庭児童対策を重視した児童館)
1978	約3000		1億1240	32.4	925	
1979			1億4500	44.1	925	
1980	3,938		1億4969	45.6	925	
1981	4,288	350	1億5643	47.7	925	
1982	4,739	451	2億1862	50.2	1,275	
1983	4,910	171	2億6000	50.2	1,665	
1984	5,193	283	2億8535	51.2	1,850	
1985	5,449	256	3億2655	52.9	1,996	
1986	5,749	300	3億7000	55.9	2,142	都市児童館事業廃止
1987	5,938	189	4億0168	57	2,288	
1988	6,100	162	4億2742	57.8	2,434	
1989	6,310	210	5億2943	69	2,580	1.57ショック
1990	6,708	398	6億1643	77.2	2,726	「健やかに子どもを生き育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会」発足
1991	7,017	309	10億1832	103	2,966	放課後児童対策事業が誕生(留守家庭児童対策は独自の施策で実施するとの方針に)
1993	7,516	...	14億0643	107.6	3,920	厚生省が学童保育の法制化を検討、日本政府が子どもの権利条約批准
1994	7,863	347	17億9577	109	4,520	政府がエンゼルプランを策定、中央児童福祉審議会が法制化を意見具申
1995	8,143	280	20億9267	109.9	5,220	地方版エンゼルプラン指針策定(学童保育の整備計画目標もつくるよう指導)
1996	8,514	371	24億1673	110.5	6,000	中央児童福祉審議会が法制化を提言
1997	9,048	534	31億3180	111.8	6,900	児童福祉法改正(学童保育を法定化)
1998	9,627	597	46億4644	150.7	7,900	法制化施行、大規模加算、研修費が創設
1999	10,231	604	54億7910	151.8	9,000	政府が新エンゼルプランを策定。時間延長加算創設。補正予算で少子化特例交付金(学童保育の施設整備費)
2000	10,976	745	56億9000	152.8	9,500	児童館事業に放課後児童生活指導事業創設
2001	11,830	854	59億9000	152.8	10,000	障害児加算、小規模加算(過疎地対象)が創設。首相所信表明演説で拡充表明、両立支援閣議決定、補正予算で初の施設整備費29億6000万円
2002	12,825	995	68億8000	152.8	10,800	土曜日等開設加算、小規模過疎地要件撤廃、指導員健康診断補助創設。首相施政方針演説で拡充表明
2003	13,797	972	74億3200	151.5	11,600	障害児加算は障害児2名からに緩和。「次世代育成支援対策推進法」で地域行動計画策定義務づけ、児童福祉法一部改正で学童保育は「子育て支援事業」として推進

(注) 学童保育数は全国学童保育連絡協議会調査。1992年は未調査。

表2 都道府県別の学童保育数と設置率

(2003年5月1日現在、全国学童保育連絡協議会調査)

都道府県	学童保育数 2003年5月(か所)	小学校数 2001年5月(校)	設置率(小学 校数比)	2002年の 学童保育数	前年比	学童保育のあ る市区町村数	学童保育のある	
							市町村	前年比
北海道	676	1,496	45.2%	647	29	149	8	
青森県	208	440	47.3%	194	14	47	3	
岩手県	170	471	36.1%	159	11	46	0	
宮城県	254	469	54.2%	232	22	50	8	
秋田県	129	311	41.5%	101	28	53	7	
山形県	128	370	34.6%	122	6	35	0	
福島県	217	588	36.9%	186	31	61	8	
茨城県	351	590	59.5%	316	35	67	7	
栃木県	274	435	63.0%	261	13	47	1	
群馬県	227	354	64.1%	207	20	55	0	
埼玉県	729	838	87.0%	695	34	87	3	
千葉県	533	868	61.4%	494	39	66	2	
東京都	1,340	1,411	95.0%	1,310	30	55	0	
神奈川県	632	906	69.8%	584	48	34	2	
新潟県	265	619	42.8%	247	18	83	8	
富山県	143	237	60.3%	125	18	27	1	
石川県	182	266	68.4%	167	15	35	3	
福井県	122	226	54.0%	91	31	26	0	
山梨県	135	221	61.1%	116	19	43	2	
長野県	239	413	57.9%	227	12	86	12	
岐阜県	206	408	50.5%	185	21	50	6	
静岡県	336	552	60.9%	306	30	59	2	
愛知県	691	990	69.8%	651	40	70	0	
三重県	136	454	30.0%	125	11	38	4	
滋賀県	163	237	68.8%	148	15	42	3	
京都府	299	459	65.1%	285	14	35	3	
大阪府	849	1,056	80.4%	841	8	44	0	
兵庫県	565	860	65.7%	519	46	57	10	
奈良県	169	263	64.3%	165	4	30	0	
和歌山県	94	343	27.4%	85	9	20	4	
鳥取県	85	180	47.2%	82	3	30	2	
島根県	124	287	43.2%	103	21	41	5	
岡山県	226	452	50.0%	199	27	45	8	
広島県	393	648	60.6%	361	32	59	10	
山口県	245	373	65.7%	225	20	49	5	
徳島県	85	282	30.1%	74	11	25	2	
香川県	138	217	63.6%	128	10	29	1	
愛媛県	131	377	34.7%	114	17	22	0	
高知県	93	327	28.4%	82	11	28	6	
福岡県	583	789	73.9%	556	27	85	3	
佐賀県	129	203	63.5%	118	11	44	5	
長崎県	172	430	40.0%	154	18	48	6	
熊本県	222	519	42.8%	211	11	58	3	
大分県	145	390	37.2%	121	24	37	4	
宮崎県	126	289	43.6%	115	11	30	0	
鹿児島県	214	610	35.1%	196	18	62	7	
沖縄県	224	284	78.9%	195	29	31	-1	
合計	13,797	23,808	58.0%	12,825	972	2,320	173	

(注1) 小学校数は2002年5月1日現在。国立・私立含む。本校・分校含む。「文部科学統計要覧」より。

(注2) 市区町村数は2003年5月1日現在。

「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」 「学童保育の保育指針（案）」

初めて政府・国に提言しました

量的な拡大が課題であると同時に、質的な拡充がより切実な課題です。

（「学童保育の課題2」を参照ください）

厚生労働省は学童保育について、「市町村が地域の実情に応じて柔軟に対応」という観点から、国としての基準を示さず、財政措置も不十分なものとなっています。

しかし、学童保育が働く親を持つ子どもたちの「毎日の継続した生活の場」として、安全と安心が保障され、働く親たちが安心して子どもを託せる学童保育にする条件整備として、施設や職員に関する基準が必要です。

私たちは、学童保育の法制化が国会で議論されていた1996年7月に「学童保育の制度確立を - 私たちの提言」をまとめ、国の要望しましたが、それを具体化した「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」を示して国や地方自治体に質的な拡充を求めていきたいと思っています。

私たちが求める学童保育の設置・運営基準のポイント

国と地方自治体の公的な責任で条件整備を図り、安全で安心できる学童保育を

対象児童は、共働き・一人親家庭等の小学生（1年生から6年生）とする。

適正規模は、1学童保育の上限は40人とする。超えたら2か所目を設置する。

保育時間は、平日は午後6時まで。学校休業日は午前8時30分から。延長保育も必要。

施設には、生活室・プレイルーム・静養室、事務室、台所設備等を設ける。併設の場合でも、生活室、静養室、事務室、台所設備は専用。

広さの基準は、生活室・プレイルームともに子ども一人当たり1.98㎡以上とする。

指導員は、専任・常勤・常時複数配置とし、児童数30人までは2人以上、40人までを3人以上とする。

指導員の資格は、「学童保育士」として学童保育固有な公的資格を創設する。

保護者・保護者会の参画・協力・連携を図る。

「学童保育の保育指針（案）」の概要

前文

(1)学童保育の役割と法的根拠

学童保育には、共働き・一人親家庭等の小学生の放課後および土曜日や春・夏・冬休み等の学校休業日の生活を保障すること、そのことを通して親が働き続けることとその家族の生活を守るといった役割があります。

働く親たちが安心して子どもを生み育てるための条件整備は国・自治体の責務であると同時に国民の権利であることを明確にしています。

(2)子どもの最善の利益を

子どもにとって学童保育は生活の場であり、健康や安全の管理など養護も含めた基本的な生活が保障され、子どもの成長段階に見合った適切な働きかけ・指導、援助がおこなわなければならない施設です。学童保育は子どものための施設として、他の教育施設や保育施設、児童福祉施設などと同様に、次のことを原則として実施されなければなりません。

人権が守られなければならない

子どもとしての権利が守られなければならない

「子どもの最善の利益」が第一義的に考慮されなければならない

(3) 学童期の子どもの特徴

学童期の子どもは、大人の保護がまだ必要であることから、依存しつつ自立していくことを押さえることが必要です。学童期の発達の特徴を押さえた意図的な働きかけが求められます。

(4) 学童保育の子どもの特徴

学童保育に通う子どもは保護者が就労等で昼間家庭にいない子どもたちです。また、保育所のように朝夕保護者が送り迎えするのと違い、子ども自らが学校から自分で学童保育へ帰って行かなければなりません。さらに学童保育に通う子どもは年齢の異なる子どもたちが集団で継続した生活を送っています。学童保育は放課後と学校休業日の生活の場であり、子どもにとってはやりたいことがもっとも自由に主体的に活動できるときです。

1 子どもに保障すべき内容

- (1) 安全・健康・衛生
- (2) 子どもの安定した生活
- (3) 遊びやその他の活動・行事などの豊かな日常生活
- (4) おやつ
- (5) 施設外保育
- (6) 外出・地域との交流

2 子どもの把握と記録・保育計画

- (1) 一人ひとりの子どもを把握するために児童票を整備すること。
- (2) 子どもの出欠表をつけ、出席確認をすること。
- (3) 一人ひとりの子どもを把握するために記録をつけること。
- (4) 見通しある生活をしていくために保育計画を作成すること。実施に当たっては状況に応じて柔軟に運用すること。

3 家庭との連絡

- (1) 保護者と子どもの生活を伝え合う
- (2) 保護者との確認をもとに、必要とする子どもには宿題ができる環境を整えるなど、配慮すること。

4 子どもの保険

傷害保険・賠償責任保険など必要な保険に入ること。

5 関係機関との連携

- (1) 学校
- (2) その他（福祉事務所、児童相談所、保育所などの児童福祉施設との連携）

学童保育の課題 1

急増しているけれどまだまだ足りない ～ 待機児や大規模化の解消も急務 ～

- (1) まだ学童保育が1か所もない市町村が3割弱あります

すべての市町村数との比較 (市町村数は、2003年5月1日現在。総務省調べ)

市町村数	677市	1957町	552村	23区	合計 3209市区町村
学童保育のある市町村数	666市	1399町	232村	23区	合計 2320市区町村
割合 (%)	98.4%	71.5%	42.0%	100%	72.3%(前年66.2%)

- (2) 小学校数と比べた学童保育の「設置率」はやっと6割です

小学校数 23,808校 学童保育設置率 58.0% (前年53.5%)

(小学校数は2002年5月1日 平成15年度版『文部科学統計要覧』より)

* 学童保育は学校から子ども自身が歩いて通う施設ですから、小学校区内に必要です。

- (3) 保育園を卒園した子どもの半数以上が入所できません

保育園を卒園して小学校に入学する子どもが41～42万人に対して、学童保育に入所している新一年生は約20万人で、まだ半数の子どもしか入れません。

- (4) 母親が働いている小学校低学年児童(末子)のうち、学童保育に入れている子どもは、まだ4分の1程度です

平成12年国民生活基礎調査によると、末子の年齢が低学年(6歳～9歳)の児童の52%は母親が働いています。児童数にして約187万です。現在、学童保育に入所している低学年児童は約47万人です。

(注) 厚生労働省の調査では、2002年5月現在、1年～3年では46万7000人の児童)が学童保育に入所している。(4年生以上は8万人)

- (5) 定員のある学童保育では待機児童問題があり、定員のない民間の学童保育では大規模化が進んでおり、深刻な問題となっています。利用者の多い地域では、一小学区に複数設置されることが必要です。

小泉首相は「必要とする地域すべてに放課後の居場所づくりを整備する」と所信表明演説し、厚生労働省の岩田局長(雇用均等・児童家庭局)も「必要な子どもがすべて利用できるように整備していくことが課題」と発言しています。しかし、厚生労働省の目標は「平成16年度までに15000か所」という現状追認的な目標です。

大幅に整備計画を引き上げていくことが必要です。

立ち後れている条件整備

～安心して預けられるよう質的・内容面の向上を～

さらに、質的な面では次のようなたくさんの問題を抱えています。

毎日の生活の場としては不十分な施設が多い(広さ、設備、環境)

指導員の配置・体制が不十分であり、不安定な雇用と劣悪な労働条件で働いている

開設日・開設時間が働く親のニーズにあっていない(土曜日も閉所が2割以上)

入所対象児童が低学年に限定されているところが多い(高学年が入れない)

条件整備がないため障害児の受け入れが難しい

低い助成金のもとで高額な保育料と資金繰りに追われるなど親の負担が過重である

とりわけ問題なのは、学童保育事業の基盤である施設と指導員の問題です。

施設の問題では、余裕教室利用などの公設の施設でも間借りの利用で、1教室分しか使えず、生活に必要な設備もないところが多くあります。また民家・アパートもまだ1割強あり、老朽狭小・近所からの苦情・高い家賃など、深刻な問題を抱えています。

指導員の問題では、専任・常勤・複数配置が必要ですが、兼任、非常勤、ローテーション、一人体制の地域も多くあります。公営でも圧倒的多くが一年雇用で再雇用を繰り返す非常勤・臨時職員であり、運営形態を問わず、不安定な雇用と劣悪な労働条件のもとで働いています。このため全国の指導員の半数は4年で入れ替わってしまっています。

こうした現状となっている要因のひとつは、法制化されたものの、その内容が、国と自治体の公的な責任があいまいで、学童保育の施設や指導員についての明確な最低基準がなく、財政措置がたいへん不十分である、という問題点を持っていることです。

もうひとつは、1学童保育の年間運営費が少なくとも年間1,000万円近くかかるのに、放課後児童健全育成事業の国の負担は年間50万円程度にすぎず、実態と大幅にかけ離れていることです。

しかもその補助単価さえ、3年間据え置き後にカットされてしまいました。

また、いくつかの政令市等で進められている余裕教室を活用した「すべての児童の放課後の遊び場づくり」を、学童保育事業を後退、縮小、廃止につなげようとする動きがあることについて大変心配しています。

現に、今年4月から、川崎市は全児童対策事業としてはじめて「わくわくプラザ」に「学童保育機能は継承できる」として、公立公営で設置されていた学童保育を廃止したことで、働く親と子どもたちは大きな不安を抱えながら毎日を送っています。

仕事と子育ての両立支援策としての留守家庭児童対策には、学童保育を拡充していくことが働く親たちの強い願いです。役割が違う二つの事業・施設が役割が果たせるようにそれぞれが整備されることが必要です。

6月27日に厚生労働省や文部科学省、内閣府、政党・議員・地方6団体に要望書および「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」を提出してきました。

(厚生労働省と文部科学省への要望書は資料1を参照ください)

政党・国会議員の皆さんに渡した要望のポイントもご覧ください。(資料2)

< 資料 1 > 厚生労働省および文部科学省への要望内容

厚生労働省への要望項目

1 学童保育が、「保護者が就労等により昼間家庭にいない」児童のための事業として1998年度から法制化されたことの趣旨と意義を明確にしてください。

また、そのことと新エンゼルプラン、男女共同参画社会づくり等の重点施策として、政府が強力に推進している旨を、地方自治体および関係機関等に周知徹底してください。

(1) 学童保育事業は、法律で対象と目的が明確にされており、「全児童対策事業」や児童館事業などの「すべての児童」を対象とした健全育成事業に解消できないことを明確にしてください。

(2) 厚生労働省が示している「全児童を対象とする事業に対する放課後児童健全育成事業の国庫補助の取り扱いの基本的な考え方」を、「全児童対策事業でも補助対象となる」というような誤解を与えないような表現にあらためてください。また、国庫補助を受けて事業を実施する場合は、最低限、実施要綱等で定めている対象児童、専任指導員の配置、衛生・安全が確保された「生活の場」としての専用室、課長通知の6点にわたる活動内容、以上の4項目が実態として満たされなければならないことを明確にしてください。

(3) 事業の推進に当たっては、行政の都合による「地域の実情に応じて」ではなく「利用者のニーズに対応する」（厚生省「改正内容に関する主要問答」）ことが基本であること。そのため利用者のニーズを的確に把握して事業の拡充を図る必要があることを明確にしてください。

2 学童保育の役割が果たせるものとなるよう放課後児童健全育成事業の改善・拡充を図ってください。

(1) 必要な地域すべてに設置されるとともに待機児や大規模化が解消されるよう補助の対象か所数を大幅に増やしてください。

(2) すべての学童保育で専任の常勤職員が常時複数配置できる人件費を予算化してください。

とりわけ、現在の運営費（補助額）が「非常勤配置」として積算されているのを改め、常勤配置としてください。また、補助単価は絶対に切り下げないでください。

(3) 事業運営費（事業を運営するために必要な標準的経費）補助に以下の内容を含めて引き上げてください。

人件費以外の運営費（施設維持費、教材費、保険料など）を実態に合わせて予算化してください。

保育料の減免措置等ができるよう母子家庭等への財政的な補助をつけてください。

「土日祝日開設加算」の補助額を指導員の加配ができるよう人件費分として大幅に引き上げてください。

指導員の健康診断にかかる経費の補助は民間だけでなく公営も対象にし、社会保険加入、退職金積み立て等、待遇が改善されるよう新たな補助金をつけてください。

児童に対する保険（傷害保険、賠償責任保険）の加入が進むよう新たな補助金を付けてください。

(4) 施設整備等に関する補助を創設、拡充してください。

学童保育専用施設の整備費を予算化してください。

「子育て支援のための拠点施設整備費」「余裕教室活用促進事業」等を活用する場合、補助基準面積の拡大等の拡充を図ってください。

余裕教室等の既存施設を活用する場合に必要な改修費補助を拡充してください。

衛生および安全が確保された設備および遊具、図書及びロッカー等、子どもの生活に必要な設備備品費を予算化してください。

民間施設借用の学童保育への家賃補助を予算化してください。

(5) 障害児の受入れ推進の補助基準を「障害児1名から」としてください。また、補助額および補助基準は障害児の数に応じて指導員が加配ができるようにしてください。基準額は指導員の人件費として予算化

してください。

- (6) 児童数20人未満の学童保育に対する補助は、小規模でも指導員が複数配置できるよう補助額を増額してください。
- (7) 年間を通して指導員の資質の向上、実践に役立つ研修ができるように、研修費補助を大幅に引き上げてください。（指導員に必要な研修内容は多岐にわたります。その参考として、全国学童保育連絡協議会作成の「指導員の研修課目（試案）」を添付しました）

3 学童保育（放課後児童健全育成事業）の法制度（法律および政令、実施要綱など）を私たちが作成した『私たちが求める学童保育の設置・運営基準』の内容にそったものに改善してください。とりわけ、子どもたちが毎日生活する場にふさわしい学童保育専用の施設（室）の確保と、専任の学童保育指導員が常時複数・常勤配置ができるよう、国としての最低基準と財政措置を明確にしてください。

（添付資料）提言『私たちが求める学童保育の設置基準』

4 学童保育の拡充を図るために関係省庁との連携を強めてください。

- (1) 文部科学省と連携して、余裕教室の活用にあたって学童保育に役割が果たせるよう指針や基準を明確にしてください。
- (2) 文部科学省と連携して、長期休業中や土曜日の学童保育の開設促進、教育委員会および学校関係者の理解を図ってください。

文部科学省への要望項目

- 1 学校施設（余裕教室や校庭）を学童保育に利用できるよう積極的な措置を講じてください。
学童保育への転用をより積極的に推進してください。
学童保育が子どもの放課後の生活の場にふさわしいものになるよう、施設・設備の拡充について学童保育の担当部局と教育委員会・学校関係者の連携・協力を促進し、対策を講じてください。
- 2 政令市等で広がっている「全児童対策」事業（放課後の居場所づくり）と学童保育の違いとそれぞれの固有の役割を、都道府県・市町村の教育委員会、学校関係者に周知徹底を図ってください。
- 3 完全学校週5日制の休業土曜日や学校の長期休業中に、学童保育を開設することの必要性について、学童保育を所管している市町村の教育委員会、また、学校関係者の理解を図ってください。

<資料2> 6月27日に政党・国会議員に要請したポイント

<ポイント 1>

設置目標数と補助対象か所数を大幅に引き上げてください

いま学童保育は急増していますが、必要とする数からみてまだまだ足りません。学童保育のない地域も多く、また学童保育があっても待機児童が生まれていたり、望ましくない大規模化が進んでいます。

「次世代育成支援対策推進法」による市町村の地域行動計画の策定義務づけにより、学童保育の整備目標は大幅に伸びると期待されますが、政府が策定する「新々エンゼルプラン」でも、目標数と補助対象か所数を大幅に引き上げることが必要です。

<ポイント 2>

学童保育の質的な拡充を図るために、私たちが求める設置・運営基準をもとに、国としての基準をつくり、財政措置をしてください。また、補助単価の大幅増は急務の課題です。

働く親を持つ子どもたちの家庭に代わる「毎日の生活の場」としては余りにも貧困な施設が多く、また、職員（指導員）が安定的に子どもに責任をもって仕事ができる体制などの条件整備はたいへん遅れています。

私たちがまとめた提言「私たちが求める学童保育の設置・運営基準」をもとに、国としての設置・運営の基準をつくり、どの学童保育でも「子どもが安全で安心できる学童保育」になるよう条件整備を図ってください。

この補助単価は、2000年度から3年間据え置かれたうえに2003年度は1万3000円カットされています。学童保育の入所児童数は保育所の4分の1なのに、学童保育予算は保育所予算の50分の1というたいへん低い金額です。運営費の実態を踏まえた、大幅な補助金の増額が必要です。

<ポイント 3>

「全児童対策」事業で学童保育の役割は代えられません。働く親を持つ子どもたちの継続した生活の場である学童保育を充実してください。

学童保育と児童館や余裕教室を活用した「全児童対策」事業は、その役割も内容（職員の子どもへの対応も）も大きく異なります。

さを考えると、それぞれの役割をもつふたつの制度・施策がそれぞれに拡充されることが求められています。

<資料3> 学童保育の運営主体と開設場所

運営主体別の学童保育数

運営主体	2003年 (%)	98年比	98年%
公営(自治体が運営)	6549 (47.4%)	-3.3	50.7
公社・社会福祉協議会協の運営	1821 (13.2%)	+5.1	8.1
地域運営委員会の運営	2094 (15.2%)	-2.4	17.6
父母会の運営	1637 (11.9%)	-2.7	14.6
法人等(私立保育園等)の運営	1498 (10.9%)	+3.7	7.2
その他	198 (1.4%)	-0.4	1.8
合計	13797 (100.0)		100.0

公社や社会福祉協議会に行政が委託して運営している学童保育が増えています。また私立保育園(法人等)が経営するところも増えています。そして、父母会運営が減っています。

(注)「地域運営委員会」とは、地域の役職者(学校長、町内会長、民生・児童委員など)の方々と父母会の代表などで運営委員会を構成し、行政の補助金の受け皿となって運営する方式ですが、日常の運営は父母会がおこなっているところがほとんどです。

実施場所別の学童保育数

開設場所		2003年 (%)	98年比	98年%
公 施 設	学校施設内 (余裕教室・学校敷地内独立専用施設 その他の学校施設利用)	6137 (44.5)	+5.0	39.5
	児童館内	2442 (17.7)	-4.6	22.3
	その他の公共施設内 (公民館・公立保育園・公立幼稚園・ その他の公共施設利用・集会所)	2605 (18.9)	+1.7	17.2
公的施設の合計		11184 (81.1)	+2.3	78.7
民 間 施 設	民家・アパート	1187 (8.6)	-4.4	13.0
	法人施設内(私立保育園など)	933 (6.7)	+2.2	4.5
	その他 (神社・お寺・その他)	493 (3.6)	+0.1	3.5
合計		13797 (100.0)		100.0

開設場所では、学校施設内、とりわけ余裕教室を活用している学童保育が増えています。また、その他の公共施設も活用され、全体として公設化が進展し、8割を越えています。

最も劣悪な環境にあるアパート・民家は毎年確実に減ってきているとはいえ、まだ全体の1割弱あります。民家・アパートの多い都市は、大阪市(120)、横浜市(115)、名古屋市(56)、札幌市(50)、さいたま市(23)、神戸市(19)、函館市(17)、仙台市(15)、横須賀市(15)、金沢市(14)、茅ヶ崎市(14)などで、これらの市の合計は460か所となり、民家・アパートの4割以上を占めています。

< 資料 4 > 全国学童保育連絡協議会の紹介

全国学童保育連絡協議会は、「学童保育の啓蒙普及・発展を積極的にはかり、指導内容の研究、施策の充実、制度化の運動を推進」することを目的として、1967年に結成された民間の学童保育専門団体です。

全国学童保育研究集会や全国指導員学校の開催、学童保育に関する刊行物の発行、月刊『日本の学童ほいく』誌の編集発行、『テキスト・指導員の仕事』『学童保育・実践記録集』の発行などを通じて指導員の研修活動にも積極的に取り組んでいます。

基本的な会員は、都道府県や市町村の連絡協議会です。現在、29都道府県にあります。その他の県には市町村の連絡協議会がある地域もあります。都道府県の連絡協議会は、市区町村の連絡協議会を会員とし、市区町村の連絡協議会は、公立や民間を問わず各学童保育や保護者会、指導員などから構成されています。各県単位でも指導員研修会や研究集会などに取り組んでいます。会の主な運営資金は、会費と月刊『日本の学童ほいく』の収入です。

< 主な活動 >

第28回全国指導員学校の開催（2003年度）

会場	開催日	開催地	昨年の受講者数
西日本会場	6月1日(日)	大阪市	18府県 967人
東日本会場	6月8日(日)	東京・武蔵野市	15都府県 1304人
四国会場	6月22日(日)	香川・高松市	6県 237人
九州会場	9月14日(日)	福岡・春日市	11県 732人
東北会場	9月15日(祝)	仙台市	6県 338人
合計			46都道府県 3578人

（詳しくはホームページまたは『日本の学童ほいく』5月号および7月号を参照）

第38回全国学童保育研究集会の開催（栃木県） * 昨年の参加者4343人

2003年11月1日（土） 全体会 宇都宮市体育館

11月2日（日） 分科会 小山市・白鷗大学

（詳しくは『日本の学童ほいく』7月号および6月頃に掲載するホームページを参照）

月刊『日本の学童ほいく』の編集・発行（現在336号、購読者42,000人）

実態調査活動

学童保育数調査（毎年）、学童保育の詳細な実態調査（5年毎）、指導員の实態調査（2000年7月実施）

都道府県の単独事業の実施状況調査、学校週5日制土曜日開設調査（2002年1月）

保護者ニーズ調査（2003年2月）など

単行本・資料の発行 < 最近の刊行物（編集協力含む） >

1998年 『放課後児童健全育成事業の実施要綱と補助金 - 解説と資料』 『学校施設利用の手引き』

『資料集・指導員の仕事役割』 『シリーズ 学童保育』（全5巻）

1999年 『学童保育の実態調査まとめ』 『テキスト・指導員の仕事』 『新版・学童保育のハンドブック』

2000年 『実践記録集1』 『指導員の資格制度を考える』 『すべての児童の健全育成施策と学童保育』

2001年 『実践記録集2』 『学童保育で働く指導員～実態調査の報告』

2002年 資料集『学童保育情報 2002-2003』 『学童保育 施設整備の手引き』 『実践記録集3』

『学童保育 はじめの一步』

政府や国会、関係団体への陳情など

その他、学童保育に関わる情報の収集・発信、相談活動、各種研修会の開催、研究活動

今年4月に「指導員の研修課目（試案）」を作成しました。